



## ◆ 決定の種類

公開	お求めの公文書を全部お見せします！！
一部公開	お求めの公文書に一部非公開情報が記録されているときに、その一部を黒ぬりしてお見せします。
非公開	非公開情報のため、お求めの公文書をお見せできません……。
不存在	お求めの公文書が存在しないため、お見せできません……。
存否応答拒否	お求めの公文書が「存在しているか否か？」を答えるだけで、非公開情報を伝えることになってしまうケースがあります……。この場合には、お求めの公文書の存否を明らかにしないままに、請求を拒否させていただきます。

## ◆ 非公開情報にはどんなものがあるのか？

- ・ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
- ・ 法人その他の団体に関する情報、または事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることで、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ・ 審議検討に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- ・ 公にすることにより、事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・ 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・ 法令等の規定により、公にすることができないとされているもの

(上記にあげたものは非公開にあたる情報の一部です。また、上記に該当する情報でも、例外として公開されるものもあります。詳細は[小田原市情報公開条例第8条](#)をご覧ください！！)

